

道路運送車両法

1 . 案内情報

手 続 名	: 基準緩和自動車の認定申請
手続根拠	: 道路運送車両の保安基準第 5 5 条
手続対象者	: 基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。）、一括緩和の認定を受けようとする自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者。
提出時期	: 基準緩和を受けなければ運行できない自動車を使用しようとするとき
提出方法	: 基準緩和認定申請書を作成し、必要となる添付書面を添え、地方運輸局長あて提出して下さい。
手数料	: 無し
添付書類・部数	: あり・正本・副本各 1 部
申請書様式	: 基準緩和申請書等（一太郎、WORD、PDF、HTML）
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先	: 各地方運輸局自動車技術安全部技術課 （沖縄は沖縄総合事務局車両安全課） http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	: 提出先にお願いします。

3 . 手続情報

取扱要領	: 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）
標準処理期間	: 提出先にお問い合わせください。
不服申立方法	: （行政不服審査法の規定による）